

令和2年度公益社団法人京都府青少年育成協会 事業計画

I 令和2年度 活動方針

次代を担う青少年が、社会における自らの役割と責任を自覚し、広い視野と優れた創造性を養い、心豊かにたくましく成長することは、京都府民すべての願いであり、そのために多くの方々が日々真摯な活動を続けてこられ、半世紀が経ちました。

「青少年育成京都府民会議」が結成された昭和42年9月以降、この半世紀の間に、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化し、家庭・地域の教育力の低下が懸念される中、スマホやインターネットの普及、青少年犯罪の凶悪化や低年齢化、いじめやひきこもりの増大、さらには児童虐待の多発や薬物乱用など課題は山積しており、青少年健全育成の取組が一層期待されています。

また、京都府の少年非行の状況は、近年減少傾向を示しているものの、引き続き官民一体となった対策が求められています。

京都府青少年育成協会(以下「協会」という。)では、次の半世紀に向け、今私たちに何が求められているのか、そして、今後その役割をどう果たしていくのかを考え、京都府や関係機関、青少年育成市町村民会議、青少年(育成)団体等との連携をより一層深めながら、青少年育成府民運動のスローガン「気づいてる？ あなたのまわりの あたたかさ」のもと、青少年をあたたかく見守り、その健やかな成長を支援する健全な地域社会づくりを推進するため、「令和2年度重点目標」に沿って、活動を展開することとします。

また、今後の活動においては、青少年育成市町村民会議や青少年(育成)団体のみならず、各世代が支える社会貢献活動を通して得られる人間的な満足感と自信を青少年の健全育成の大きな成果に位置付けられるような事業を展開し、各世代みんなが主役となれるよう協働・共存で行える取組を模索して行きます。

なお、協会が平成30年4月から引き続き指定管理者の指定を受けて管理・運営する「京都府立青少年海洋センター」及び「宮津市B&G海洋センター」の各施設において、その機能を最大限に発揮するため、より適切な管理・運営に努めるとともに、自主事業の充実を図るなど利用者の増加・促進に向けて一層取組を強化します。

II 令和2年度 重点目標

「明るい家庭と地域の輪が育てる 心豊かな青少年」

～青少年をあたたかく見守る地域社会づくり～

- 1 青少年育成府民運動の推進
- 2 青少年の自主活動・社会参加の促進、活動支援
- 3 明るい家庭づくり運動の推進
- 4 青少年の問題行動の防止、非行対策及び社会環境浄化の推進
- 5 会員団体との連携・活動支援
- 6 京都府立青少年海洋センター(マリンピア)の利用促進

Ⅲ 令和2年度 事業実施計画

公1「青少年育成府民運動の推進」(重点目標1～5)

青少年育成府民運動スローガン
気づいてる？ あなたのまわりの あたたかさ

〔重点目標1〕青少年育成府民運動の推進

1 青少年健全育成推進のための街頭啓発活動

- (1) 青少年(育成)団体等と連携・協働し、全国強調月間など効果的な時期に街頭啓発・ミニコンサート等を実施します。
- (2) 特に、『青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)』や『子供・若者育成支援強調月間(11月)』を中心に、計画的に啓発活動を実施します。
- (3) 協会としては、京都駅前など京都市内を中心に啓発活動を展開(*1、2)します。
また、青少年育成市町村民会議等と連携・協働した啓発活動(*3)を推進します。
 - *1 『青少年の非行・被害防止全国強調月間』in KYOTO
 - *2 『子供・若者育成支援強調月間』in KYOTO
 - *3 令和元年度は、向日市、亀岡市(新規)、与謝野町(新規)で当該市町村民会議と連携し啓発活動を実施しました。また、宇治市青少年健全育成推進大会、城陽市青少年健全育成市民会議新年研修会、久御山町青少年の主張発表会、綴喜青少年の主張大会、相楽少年の主張大会及び亀岡市民集会において、協会作成の啓発チラシを配布していただきました。

2 『大人が変われば子どもも変わる運動』の推進

- (1) 青少年(育成)団体等と連携し、府内各地で啓発活動を展開します。
- (2) 協会としては「大人が変われば子どもも変わる」「地域の子どもは地域で守り育てる」等をコンセプトとした啓発資料を作成します。
- (3) 「大人が変われば子どもも変わる運動」

大人が変われば子どもも変わる運動 ～ 青少年の心を育てるキャンペーン ～

- 1 「まず、大人自身が変わる」啓発運動の推進
すべての大人が、まず自分自身が変わらねばと気づき行動する活動です。
- 2 「地域のおじさん・おばさん運動」の推進
「地域の子どもは地域で守り育てる」という気持ちで、子どもたちを温か見守り、支援する実践活動です。
子どもの健やかな成長を願う大人みんなの活動です。
- 3 「モラルの向上を目指した取組」の推進
今の時代に求められるモラルのあり方や人の生き方などについて研究協議し、その普及を目指す活動です。

3 『青少年スマホ・ケータイ・インターネット安全教室』開催支援(講師派遣)

- (1) 青少年育成市町村民会議及び青少年(育成)団体等が、携帯電話等によるトラブルの被害から青少年を守ることを目的として開催する『スマホ・ケータイ・インターネット安全教室』を支援します。
- (2) 協会は、青少年育成市町村民会議等からの申し出を受け、講師派遣機関を紹介します。

4 『青少年育成市町村民会議懇談会』の開催(6～7月)

- (1) 青少年健全育成の取組を一層推進するためには、青少年育成市町村民会議等が地域の関係団体等とより一層連携・協働し、地域社会総がかりで取組を進めることが何よりも重要です。
- (2) このことを踏まえ、府内4地域(「中丹・丹後」、「乙訓・南丹」、「山城北」、「山城南」)で、行政機関も含め懇談会を開催し、意見交換・情報交換等を行います。
そして、それぞれの地域の課題やニーズに応じた取組を、連携の輪を広げて実施します。(青少年すこやかフォーラム、啓発活動等)
さらに、先進的な取組事例については、広報紙・ホームページ等で府内へ発信(広報・啓発)します。
- (3) 新たな青少年(育成)団体の加入の取組を進めます。

5 『青少年健全育成地域活動推進事業』の実施

- (1) 近年、青少年を取り巻く状況は、いじめ、非行、不登校、ひきこもり、薬物乱用等の深刻化や、若者の社会的自立の遅れなど、多様化・複雑化しています。こうした状況の中、青少年健全育成を一層推進していくためには、これらに対する取組を粘り強く継続して進めていくことが何より重要です。
そのため、本年度も引き続き、府内各地域で青少年(育成)団体等と連携・協働し、いじめや少年非行等の未然防止など、青少年の様々な課題に向けた取組を進めていきます。
- (2) 『京都府青少年すこやかフォーラム』の開催
青少年育成関係者みんなで「学び、考え、行動する」機会として、子どもたちへの危険性が増大しているスマホやインターネット利用の現状について、あるいは、青少年の薬物乱用防止等について、自らが考える機会として、青少年育成市町村民会議及び青少年(育成)団体等と連携・協働し、時機を得た内容でフォーラムを開催します。

開催時期及び会場

令和3年2月7日(日)、亀岡市民ホール
※京都市内での開催も検討します。

6 広報・情報提供事業

- (1) 府内各地域における「青少年健全育成推進」の地域連携・協働の取組を発信します。
- (2) 協会広報誌『わかもの京都』ほか、青少年の健全育成に係る広報・啓発用資料等を作成します。

※㊦ わかもの京都 5,000部、啓発用チラシ(改訂版) 20,000枚

(3)インターネット広報の充実

当協会のホームページを一層充実し、タイムリーな情報発信に努めます。

〔重点目標2〕青少年の自主活動・社会参加の促進、活動支援

1 「第42回少年の主張京都府大会」の開催

次代を担う子どもたちには、心身ともに健康で思いやる心を持ち、社会的に自立していける健やかな成長が求められています。そのためには、広い視野と柔軟な発想や想像力などとともに、物事を論理的に考える力や、自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力などを身に付けることが大切です。

「第42回少年の主張京都府大会」は、子どもたちにとって、これらの契機となることを願い開催します。

(1)作文の募集締切

令和2年8月3日(月)とします。

(2)応募対象者

応募対象者は、府内の中学校及び特別支援学校中学部等に在籍している生徒とします。

(3)発表大会

発表大会は、令和2年9月27日(日)に宇治市生涯学習センターで開催します。

(4)共催(予定)

京都府 PTA 協議会・京都市 PTA 連絡協議会・(独)国立青少年教育振興機構と共催で実施します。

(5)作品集

「明るい家庭づくり(家庭の日)絵画展」とともに、入賞作品の作品集を作成し、関係機関等に配布します。 ※㊦ 3,000 部作成

(6)その他

ア 少年の主張京都府大会における「京都府知事賞」の受賞者は、京都府代表として、令和2年11月に東京で開催される全国大会への出場候補者として推薦します。

※令和元年度「知事賞」を受賞した亀岡市立南桑中学校3年堤菜々さんが、全国大会で発表され、国立青少年教育振興機構奨励賞を受賞されました。

イ 少年の主張京都府大会を充実させるため、令和2年度から、各青少年育成市町村民会議等が開催する少年の主張大会(発表会)で発表した作文の京都府大会への推薦制度を導入します。

2 青少年団体等への活動支援

(1)協会活動室(12名程度)を、会員等に対し会議等に使用できるスペースとして無料提供します。

(2)利用を希望する会員等は、電話等で直接協会へ申し込んでください。

〔重点目標3〕明るい家庭づくり運動の推進

1 明るい家庭づくり運動の普及・推進

- (1)『家庭の日(毎月第4土曜日)』について、広報誌「わかもの京都」や協会ホームページ、チラシ等を活用し、普及に努めます。
- (2)青少年健全推進のための街頭啓発活動のなかで、『家庭の日』についても府民への啓発活動を実施します。
- (3)「明るい家庭づくり(家庭の日)絵画展」の入賞作品を活用したカレンダーを作成し、関係機関に配布します。 ※◎ 3,000部作成

2 『第24回明るい家庭づくり(家庭の日)絵画展』の実施

小学生から見た家庭内での微笑ましいふれあいを絵に表現することを通して、子どもたちの健やかな成長にとって家庭の役割の大切さを再認識していただくため、『第24回明るい家庭づくり(家庭の日)絵画展』を実施します。

- (1)募集作品
募集作品は、親子や家庭のふれあいを題材とした絵画とします。
- (2)募集締切
令和2年9月7日(月)とします。
- (3)応募対象者
応募対象者は、府内の小学校及び特別支援学校小学部等に在籍している児童とします。
- (4)表彰
入賞作品は表彰します。
- (5)作品集
「少年の主張京都府大会」事業とともに、入賞作品の作品集を作成し、関係機関等に配布します。
- (6)巡回展示
京都府庁をはじめ、青少年育成市町村民会議等の協力を得て、府内各地で入賞作品の巡回展示を行います。 ※令和元年度は、府内19会場で実施(令和2年1月～5月)しました。
- (7)その他
入賞作品を活用してカレンダーを作成し、関係機関等に配布します。【再掲】

〔重点目標4〕青少年の問題行動の防止、非行対策及び社会環境浄化の推進

1 『青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)』及び『子供・若者育成支援強調月間(11月)』の取組

- (1)青少年(育成)団体等と連携・協働し、街頭啓発・ミニコンサート等を実施します。

(2) 青少年の非行のみならず、いじめ、ひきこもり、児童虐待、薬物乱用など、青少年健全育成にかかわるすべての啓発の場とします。

(3) 強調月間に呼応した取組である「少年を明るく育てる京都大会」等へ積極的に参加します。

(4) 青少年育成市町村民会議等と連携・協働し、啓発活動を進めます。

2 「青少年スマホ・ケータイ・インターネット安全教室」開催支援(講師派遣) <再掲>

3 「青少年健全育成地域連携推進事業」の実施 <再掲>

4 京都府青少年健全育成審議会<京都府事業>への参画

「青少年の健全な育成に関する条例」第24条の8に基づき設置された審議会であり、青少年の健全な育成に関する意見等を審議会に反映します。

5 京都府青少年健全育成功労者等知事表彰<京都府事業>への協力

青少年の健全な育成に多大な貢献のあった個人や団体、他の模範となる活動を行った青少年や団体の功績をたたえ、青少年健全育成に対する社会の関心を高めることを目的として、京都府知事が「青少年の健全な育成に関する条例」第11条に基づき表彰する府事業に協力します。

6 「青少年の健全な育成に関する条例」の趣旨に基づく社会環境浄化の推進

7 各団体事業等への共催・参加協力

(1) 「社会を明るくする運動」京都府推進委員会への参加

(2) 「きょうと薬物乱用防止行動府民会議」への参加
『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」への参加

(3) 「府民交流フェスタ in 京都府立植物園」への参加など

〔重点目標5〕会員団体との連携・活動支援

1 「青少年育成市町村民会議懇談会」を開催 <再掲>

2 「青少年スマホ・ケータイ・インターネット安全教室」開催支援(講師派遣) <再掲>

3 「青少年健全育成地域連携推進事業」の実施 <再掲>

4 青少年の育成に関する講座等の開催・支援

会員団体等が開催する講座等に対し、京都府と連携し、希望のテーマに則した講師を紹介します。(出前語らい・府専門職員派遣など)

5 会員団体等の活動に対する助言、共催・後援等

6 啓発資材等の貸出

(1)啓発資材

- ① 視聴覚教材(DVD 等)
- ② 明るい家庭づくり運動パネル(1セット5枚)
- ③ 大人が変われば子どもも変わる運動パネル(1セット4枚)
- ④ のぼり(6種類21枚)、横断幕(3種類4枚)

(2)手続き

啓発資材の貸出を希望する会員団体等は、協会あてに直接連絡するものとします。

〔6〕その他

1 研修会・会議等へ参加

内閣府主催の研修会・会議等に参加します。

2 公益社団法人の運営

(1)総会を開催(6月)します。

(2)理事会を年3回開催(5月、総会終了後、翌年3月)します。

(3)必要に応じ、会長・副会長・常務理事による「三役会議」を開催します。

3 財政基盤の充実

正会員・賛助会員の加入促進に努めます。

※「入会案内」パンフレットの活用など

公2「青少年海洋施設活動」

令和2年度 京都府立青少年海洋センター事業計画

I 基本方針

青少年の健全な育成を基本方針に、府内唯一の海洋活動施設として広く府民に親しまれ、期待される施設運営に努めます。

さらに、利用者に快適で安全な活動を提供するため利用者ニーズを的確に捉え、利用者の立場にたった施設運営とサービスの向上に努めます。

また、青少年団体のほか、青少年団体の利用域を超えた新しい利用団体や利用層の拡大を図るための利用促進に努めます。

II 重点目標

- 1 指定管理法人として青少年海洋センター管理運営業務を適正に遂行します。
- 2 青少年の健全育成に資するための事業の実施に努めます。
- 3 学校教育機関と連携を深め、当施設での活動において教育効果が高まるよう努めます。
- 4 青少年等関係団体及び大学生協事業連合との連携を深め、その利用促進に努めます。
- 5 ホームページ、府・市町村の広報紙等広報媒体活用の他、フェイスブック等SNSを活用した情報発信により、広報宣伝活動を行い利用の拡大に努めます。
- 6 野外炊事施設・ボルダリング場・トレーニング場の利用拡大に繋げる事業として施設の無料公開を実施します。
- 7 大学のライフセービング実習を共催事業として全面的に協力支援します。
- 8 近隣観光協会や地元関係機関との連携を図り利用の拡大に努めます。
- 9 家族を対象とした宿泊体験事業を行い、施設の利用促進に努めます。

施設別利用目標

施設名	
宿泊施設	17,000人
研修施設	350件
フィールドアスレチック	3,000人
野外炊事施設	8,730人
ボルダリング場	5,040人
トレーニング場	3,785人
カッター附属施設	9,000人

Ⅲ 主催・共催事業

事業名	実施日	対象者	募集人員	延べ人員	内容
「ハイクで俳句」～与謝蕪村顕彰俳句大会投句の旅①～	6月27日(土) ～28日(日) 1泊2日	2人以上のグループ (18歳以下保護者同伴)	20人	20人	ちりめん街道散策、 俳句大会への投句
赤十字水上安全法 救助員養成講習Ⅱ	7月3日(金) ～7月5日(日) 2泊3日	有資格者 (水上安全法救助員 認定証Ⅰ所持者)	15人	30人	救急法・水上安全 法等講習会
「ハイクで俳句」～与謝蕪村顕彰俳句大会投句の旅②～	7月18日(土) ～19日(日) 1泊2日	2人以上のグループ (18歳以下保護者同伴)	20人	20人	ちりめん街道散策、 俳句大会への投句
カヌー体験教室	7月 1泊2日	府内在住 小学5・6年生	20人	20人	漕艇方法の習得
カッター体験と 野外炊事	8月 1泊2日	府内在住 小学5・6年生	20人	20人	漕艇方法の習得及 び野外炊事体験
ライフセービング実習	8月31日(月) ～9月4日(金) 4泊5日	明治国際医療大学 救急救命学科	70人	280人	海上での救助法・ 応急手当法実習
マリンピア 家族利用 DAY①	10月 1泊2日	2人以上の家族 (18歳以下保護者同伴)	20人	20人	家族単位での宿泊 体験
マリンピア 施設無料公開①	10月	一般市民			施設の無料公開と 起震車等による防 災体験
チャレンジ 漁業体験	10月 1泊2日	2人以上のグループ (18歳以下保護者同伴)	15人	15人	定置網体験
マリンピア 家族利用 DAY②	11月 1泊2日	2人以上の家族 (18歳以下保護者同伴)	20人	20人	家族単位での宿泊 体験
マリンピアフェスタ と施設無料公開②防 災体験	11月	一般市民			催しと施設の無料 公開、防災体験
マリンピア 施設無料公開③	12月	一般市民			施設の無料公開

マリンピア IN クリスマス	12月 1泊2日	府内在住 小学5・6年生	20人	20人	クラフト他
マリンピア クリスマスコンサート	12月	一般市民			コンサート他
地域スポーツ団体 合同事業 「親子のつどい」	1月 1泊2日	地域スポーツクラブ員 と保護者	30人	30人	室内レクリエーション他
ニュースポーツチャレンジ	2月 1泊2日	府内在住 小学5・6年生	20人	20人	ニュースポーツ体験

- ※ 家族利用デーは、日程等の状況により追加実施する場合があります。
- ※ 日程・活動内容等については、都合により中止変更する場合があります。
- ※ 参加者が少数の時は中止にする場合があります。
- ※ 冬季の事業については施設改修工事等により中止となる場合があります。

公2「青少年海洋施設活動」

令和2年度 宮津市B&G海洋センター 事業計画

I 基本方針

スポーツを通じて青少年の健全育成及び観光の振興を図る施設として宮津市により改修整備された体育館「海の京都タックルアリーナ」の指定管理法人として、適正な業務を遂行することを基本とし、地元レスリングクラブ・関係者等にPRを行い利用の増加を見込みます。また、京都府立青少年海洋センターの宿泊団体(研修・野外活動・スポーツ観光)及び利用者の補完施設としても有機的に連携し利用率向上を目指します。

更には地域住民の「コミュニティづくり・健康づくりの拠点として施設提供を行うとともに、青少年海洋センターと一体的な幅広いPR・広報活動により、施設情報を市内外の事業所、団体、学校などに積極的に行い合宿の誘致に取り組みます。

II 重点目標

- 1 青少年及び地域の各種スポーツ団体の利用計画及び実施に対する指導助言を行います。
- 2 地域住民の健康づくりを目的とした体育、レクリエーション事業を展開します。
- 3 B&G財団が取り組む『自然体験活動』、『水辺の安全教室』事業を推進します。
- 4 京都府地域海洋センター連絡協議会、近畿ブロック地域海洋センター連絡協議会とも連携強化を図ります。
- 5 B&G全国指導者会と協力し、情報を共有することで円滑な施設運営を図ります。
- 6 指導員養成研修へ職員を派遣するとともに B&G 財団等が主催する研修会に参加し指導員の資質向上を図ります。
- 7 レスリング国体予選会(7月)をはじめその他のレスリング競技会等の誘致を図るとともに、主催事業として「宮津市少年少女レスリング教室」を開催し、レスリング競技の普及に努めます。